第１号様式

令和　　年　　月　　日

横浜市水道事業管理者

（企業グループの場合は企業グループ名）

（企業グループの場合は代表企業の業者コード）

（企業グループの場合は代表企業）　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　商号又は名称

印

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　代表者職氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　業者コード

**技術資料及びその他資料提出書**

提出資料を表－１のとおり提出します。なお、資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

事業名　　西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

表－１　提出資料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　　　　称 | | | 様　式 |
| 技術提案等の要求水準確認書 | | | 第２号様式 |
| Ⅰ．事業計画等に関する提案 | | | |
|  | １　事業の安定性を担保した事業計画に関する提案 | | 第３号‐１様式 |
|  | 事業費構成表 | 第３号‐１‐１様式 |
| 全体年次計画表 | 第３号‐１‐２様式 |
| 長期SPC収支計画 | 第３号‐１‐３様式 |
| ２　実施体制の構築に関する提案 | | 第３号‐２様式 |
| ３　市内経済への貢献に関する提案 | | 第３号‐３様式 |
| Ⅱ．設計及び工事に関する提案 | | | |
|  | １　適切な処理フローの構築に関する提案 | | 第４号‐１様式 |
| ２　適切な施設の配置計画に関する提案 | | 第４号‐２様式 |
| ３　周辺環境への配慮（設計及び工事に関わる事項）に関する提案 | | 第４号‐３様式 |
| ４　効率的な整備に関する提案 | | 第４号‐４様式 |
| ５　既設施設の運転・維持管理や試運転等を踏まえた整備に関する提案 | | 第４号‐５様式 |
| ６　浄水処理施設との連携（設計及び工事に関わる事項）に関する提案 | | 第４号‐６様式 |
| ７　その他（設計及び工事に関わる事項）の提案 | | 第４号‐７様式 |
| Ⅲ．運転・維持管理に関する提案 | | | |
|  | １　効率的な運転・維持管理に関する提案 | | 第５号‐１様式 |
| ２　災害時、事故時の対応　原水水質悪化時の対応に関する提案 | | 第５号‐２様式 |
| ３　周辺環境への配慮（運転・維持管理に関わる事項）に関する提案 | | 第５号‐３様式 |
| ４　公共用水域への排水基準に関する提案 | | 第５号‐４様式 |
| ５　汚泥の有効利用に関する提案 | | 第５号‐５様式 |
|  | 受入表明書 | 第５号‐５‐１様式 |
| ６　浄水処理施設との連携（運転・維持管理に関わる事項）に関する提案 | | 第５号‐６様式 |
| ７　その他（運転・維持管理に関わる事項）の提案 | | 第５号‐７様式 |
| 提出資料のプレゼンテーション・ヒアリング参加者の経歴書 | | | 第６号様式 |

第２号様式

技術提案等の要求水準確認書

入札者は、技術提案等の内容が要求水準を満たしているかを水道局が確認するために本様式を作成し、技術資料と同時に提出する。

技術提案等の内容が、要求水準の項目を一つでも満たしていない場合は、不適切な内容とみなし落札者としない。この場合、技術資料の評定を実施しない。

入札者は、「確認できる様式」の欄に、要求水準を満たしているか確認できる様式名を記載する。原則、すべての欄に様式名を記載することとするが、「要求水準」の欄に注意書きがある場合は、その記載内容に従う。

### 評価項目Ⅰ‐１　事業の安定性を担保した事業計画

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 頁 | 第１ 第２ など | １ ２ など | （１）（２） など | ア イ など | （ｱ）（ｲ）  など | ａ ｂ など | 要求水準 | 確認できる  様式 |
| 3 | 第１ | ２ | （７） |  |  |  | 設計・工事期間  令和３年７月～令和11年３月30日 引継ぎ期間（運転・維持管理）  令和３年７月～令和４年３月31日 運転・維持管理期間  令和４年４月～令和29年３月31日 |  |
| 11 | 第２ | 3 | （２） |  |  |  | 整備に当たっては、令和９年３月31日までに浄水処理施設（一日当たり394,000立方メートル（原水ベース）、導水路中で粉末活性炭の注入、粒状活性炭処理施設の導入）に対応する排水処理能力を備える。 |  |
| 16 | 第２ | 4 | （１） |  |  |  | 限られた敷地の中で既設施設を稼働させながら、確実な排水処理を確保しつつ能力を増強するなどの事業の特殊性を踏まえ、本事業に関わる費用を明確にした上で、事業を安定的に継続して運営するための事業計画を策定する。 |  |

### 評価項目Ⅰ‐２　実施体制の構築

| 頁 | 第１ 第２ など | １ ２ など | （１）（２） など | ア イ など | （ｱ）（ｲ）  など | ａ ｂ など | 要求水準 | 確認できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 17 | 第２ | 4 | （２） |  |  |  | 事業が長期に渡ることから、安定した実施体制を構築し、事業継続に努める。 |  |

### 評価項目Ⅰ‐３　市内経済への貢献

| 頁 | 第１ 第２ など | １ ２ など | （１）（２） など | ア イ など | （ｱ）（ｲ）など | ａ ｂ など | 要求水準 | 確認できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 19 | 第２ | 4 | （16） |  |  |  | 横浜市内の企業の活用を図るなど、地域経済に貢献する。 |  |

### 評価項目Ⅱ‐１　適切な処理フローの構築

| 頁 | 第１ 第２ など | １ ２ など | （１）（２） など | ア イ など | （ｱ）（ｲ）  など | ａ ｂ など | 要求水準 | 確認できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 17 | 第２ | 4 | （３） |  |  |  | 排水・排泥受入れ、濃縮、脱水を基本とし、適切かつ効率的な排水処理フローを構築する。 |  |
| 23 | 第３ | 3 | （２） | ア | （ｳ） |  | 排水・排泥受入れ、濃縮、脱水のフローを基本とする。 |  |
| 25 | 第３ | 3 | （４） | ア | （ｴ） | a | 排水池（既設）については、排水池（新設）とあわせ、本事業に係る前提条件で示した排出水を受け入れることが可能な施設とする。 |  |
| 26 | 第３ | 3 | （４） | ア | （ｵ） | a | 排水池（新設）は、排水池（既設）とあわせ、本事業に係る前提条件で示した排出水を受け入れることが可能な施設とする。 |  |
| 28 | 第３ | 3 | （４） | エ | （ｲ） |  | 排水池の上澄水等のうち一時間当たり1,000立方メートルを超過した水量を着水井へ返送するために適正な口径を有した配管を整備する。 |  |
| 29 | 第３ | 3 | （４） | エ | （ｴ） |  | 場内配管は、流入の遮断、制御、水圧調整等を有効かつ安全に行うため、弁栓類を適所に設置する。 |  |

### 評価項目Ⅱ‐２　適切な施設の配置計画

| 頁 | 第１ 第２ など | １ ２ など | （１）（２） など | ア イ など | （ｱ）（ｲ）  など | ａ ｂ など | 要求水準 | 確認できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 2 | 第１ | 2 | （５） |  |  |  | 事業範囲の北側には、都市計画道路の計画があることから、これを避けた配置計画とする。 |  |
| 17 | 第２ | 4 | （４） |  |  |  | 将来同敷地内で行う施設更新、施設・設備の保守点検、各施設の監視など、運転・維持管理に必要なスペースを考慮した施設配置とする。 |  |
| 17 | 第２ | 4 | （４） |  |  |  | 見学者や運転・維持管理に必要な動線、安全性を考慮した適切な配置とする。 |  |
| 23 | 第３ | 3 | （２） | ア | （ｶ） |  | 各種設備は、要求水準書別紙６のとおり、設備の長寿命化、雨水、小動物等の侵入を防ぐため、建屋内に設置する。 |  |
| 22 | 第３ | 3 | （２） | ア | （ｸ） |  | 受電所や自家発棟などの電気設備を設置する建屋については、豪雨等による浸水の危険性がない位置に配置するなど浸水対策を図る。 |  |
| 25 | 第３ | 3 | （４） | ア | （ｱ） | a | 既設脱水機棟（既設脱水機棟を流用する場合） 脱水機棟は新設しない。  （注）既設脱水機棟を流用しない場合は、「確認できる様式」の欄への記載は不要である。 |  |
| 25 | 第３ | 3 | （４） | ア | （ｲ） | a | 既設脱水機棟（既設脱水機棟を流用しない場合） 脱水機棟を新設する。  （注）既設脱水機棟を流用する場合は、「確認できる様式」の欄への記載は不要である。 |  |
| 25 | 第３ | 3 | （４） | ア | （ｲ） | d | 既設脱水機棟（既設脱水機棟を流用しない場合）  新設脱水機棟と既設脱水機棟の双方に新設対象施設を設置して、既設脱水機棟を流用することはない。  ただし、建屋内の機械・電気設備等を撤去した上で、脱水ケーキの保管など一時的な流用は認める。  （注）既設脱水機棟を流用する場合は、「確認できる様式」の欄への記載は不要である。 |  |
| 25 | 第３ | 3 | （４） | ア | （ｳ） | b | 新設脱水機棟（既設脱水機棟を流用しない場合） 既設流用施設の排水池（既設）、排泥池、濃縮槽及び返送池の機能を阻害することのない場所に建設する。  （注）既設脱水機棟を流用する場合は、「確認できる様式」の欄への記載は不要である。 |  |
| 25 | 第３ | 3 | （４） | ア | （ｳ） | c | 新設脱水機棟（既設脱水機棟を流用しない場合）  運転・維持管理を適切に行うことができる構造とする。  （注）既設脱水機棟を流用する場合は、「確認できる様式」の欄への記載は不要である。 |  |
| 26 | 第３ | 3 | （４） | ア | （ｵ） | d | 排水池（新設）は、排水池（既設）に隣接して設置する。 |  |

### 評価項目Ⅱ‐３　周辺環境への配慮（設計及び工事に関わる事項）

| 頁 | 第１ 第２ など | １ ２ など | （１）（２） など | ア イ など | （ｱ）（ｲ）  など | ａ ｂ など | 要求水準 | 確認できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 17 | 第２ | 4 | （５） |  |  |  | 事業者管理範囲の周辺は住宅地であることを勘案し、近隣住民に対し工事中に発生する臭気、騒音、振動、粉塵等について、十分配慮する。 |  |
| 30 | 第３ | 4 | （１） | ウ |  |  | 事業者は、工事着手に先立ち、周辺影響調査等を十分に行い、近隣住民等に理解と協力を得て円滑な進捗を図る。 |  |
| 32 | 第３ | 4 | （８） | エ |  |  | 周辺の生活環境や景観に配慮する。 |  |

### 評価項目Ⅱ‐４　効率的な整備

| 頁 | 第１ 第２ など | １ ２ など | （１）（２） など | ア イ など | （ｱ）（ｲ）  など | ａ ｂ など | 要求水準 | 確認できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 11 | 第２ | 3 | （２） |  |  |  | 整備に当たっては、令和９年３月31日までに浄水処理施設（一日当たり394,000立方メートル（原水ベース）、導水路中で粉末活性炭の注入、粒状活性炭処理施設の導入）に対応する排水処理能力を備える。 |  |
| 17 | 第２ | 4 | （６） |  |  |  | 施設の耐震化や増強を早期実現するため、効率的に整備する。 |  |

評価項目Ⅱ‐５　既設施設の運転・維持管理や試運転等を踏まえた整備

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 頁 | 第１ 第２ など | １ ２ など | （１）（２） など | ア イ など | （ｱ）（ｲ）  など | ａ ｂ など | 要求水準 | 確認できる  様式 |
| 17 | 第２ | 4 | （７） |  |  |  | 浄水処理施設及び本施設の運転・維持管理への影響を最小限にするとともに、新設対象施設の試運転、新設対象施設と既設施設との切替えを確実かつ効率的に実施できるよう、整備する。 |  |
| 26 | 第３ | 3 | （４） | ア | （ｵ） | b | 排水池（新設）は、既設排水池の耐震補強工事期間中においても適切に運転できるようにする。 |  |
| 26 | 第３ | 3 | （４） | イ | （ｱ） | b | 汚泥脱水機は、保守点検及び修繕時にも通常運転に支障がないようにする。 |  |
| 30 | 第３ | 4 | （１） | ア |  |  | 各工事完了段階に応じて現在運用している既設施設と連絡し、施設の供用を継続する。 |  |

### 評価項目Ⅱ‐６　浄水処理施設との連携（設計及び工事に関わる事項）

| 頁 | 第１ 第２ など | １ ２ など | （１）（２） など | ア イ など | （ｱ）（ｲ）  など | ａ ｂ など | 要求水準 | 確認できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 17 | 第２ | 4 | （８） |  |  |  | 浄水処理施設への影響を十分に考慮した適切な設計及び工事を実施する。 |  |

### 評価項目Ⅲ‐１　効率的な運転・維持管理

| 頁 | 第１ 第２ など | １ ２ など | （１）（２） など | ア イ など | （ｱ）（ｲ）  など | ａ ｂ など | 要求水準 | 確認できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 17 | 第２ | 4 | （９） |  |  |  | 排水処理フローに基づき、効率的に運転・維持管理を行えるシステムや職員体制を構築する。 |  |
| 36 | 第４ | 2 | （２） | イ |  |  | 本事業の実施に当たり、本施設の効率的な運転・維持管理をする。 |  |

### 評価項目Ⅲ‐２　災害時、事故時の対応　原水水質悪化時の対応

| 頁 | 第１ 第２ など | １ ２ など | （１）（２） など | ア イ など | （ｱ）（ｲ）  など | ａ ｂ など | 要求水準 | 確認できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 18 | 第２ | 4 | （10） |  |  |  | 災害時、事故時など、緊急を要する対応については、職員体制、水道局との連絡体制の構築など、運転・維持管理を継続できるよう十分な対策を講ずる。 |  |
| 18 | 第２ | 4 | （11） |  |  |  | 原水水質悪化に伴う洗浄水量の増加等へ対応するため、運転・維持管理において可能な限り処理が継続して行えるよう対策を講ずる。 |  |
| 40 | 第４ | 4 | （３） |  |  |  | 事業者は、日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検、記録等で、設備の異常（警報故障等）に対して状況を確認し対応を行うとともに、原因を特定し、水道局へ報告する。 |  |
| 44 | 第４ | 11 | （１） |  |  |  | 事業者は、災害及び事故発生時における対応を定めた危機管理マニュアルを作成し、災害及び事故の被害を最小限に抑え、本施設の運用に支障が出ない運転管理方法及び体制を構築する。 |  |

### 評価項目Ⅲ‐３　周辺環境への配慮（運転・維持管理に関わる事項）

| 頁 | 第１ 第２ など | １ ２ など | （１）（２） など | ア イ など | （ｱ）（ｲ）など | ａ ｂ など | 要求水準 | 確認できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 18 | 第２ | 4 | （12） |  |  |  | 事業者管理範囲の周辺は住宅地であることを勘案し、近隣住民に対し運転・維持管理中に発生する臭気、騒音、振動、粉塵等について、十分配慮する。 |  |

### 評価項目Ⅲ‐４　公共用水域への排水基準

| 頁 | 第１ 第２ など | １ ２ など | （１）（２） など | ア イ など | （ｱ）（ｲ）など | ａ ｂ など | 要求水準 | 確認できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 18 | 第２ | 4 | （13） |  |  |  | 排水処理の過程等で発生する排水を共用水域に排出する場合は、最新の排水基準を満たすものとする。 |  |
| 41 | 第４ | 6 |  |  |  |  | 事業者は、本施設の適正な運転・維持管理のために汚泥及び排水を測定する。 |  |

### 評価項目Ⅲ‐５　汚泥の有効利用

| 頁 | 第１ 第２ など | １ ２ など | （１）（２） など | ア イ など | （ｱ）（ｲ）など | ａ ｂ など | 要求水準 | 確認できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 18 | 第２ | 4 | （14） |  |  |  | 資源の有効利用の観点から、本施設から排出される汚泥は有効利用する。 |  |
| 38 | 第４ | 3 | （３） |  |  |  | 本施設で処理する汚泥は、事業者が適正に処分する。 |  |
| 38 | 第４ | 3 | （３） |  |  |  | 本施設内で実施する有効利用に係る作業については、本施設の工事、運転・維持管理、庁舎利用者等に影響のない範囲で行う。 |  |
| 39 | 第４ | 3 | （３） | イ | （ｱ） |  | 非有価での有効利用とする場合、ケーキの処分方法として、セメント材料及び埋戻し材等にする。  （注）非有価での有効利用を行わず、有価での有効利用のみとする場合は、「確認できる様式」の欄への記載は不要である。 |  |

評価項目Ⅲ‐６　浄水処理施設との連携（運転・維持管理に関わる事項）

| 頁 | 第１ 第２ など | １ ２ など | （１）（２） など | ア イ など | （ｱ）（ｲ）など | ａ ｂ など | 要求水準 | 確認できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 18 | 第２ | 4 | （15） |  |  |  | 安定的な浄水処理を実現するためには、浄水処理施設との連携が必要不可欠であることから、運転・維持管理において適切な連携体制を構築する。 |  |
| 43 | 第４ | 8 | （４） | イ |  |  | 常時、水道局から事務所及び事業者が管理する各施設と連絡を取れるようにする。 |  |

第３号-１様式

　　Ⅰ.　 事業計画等に関する提案

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的評価項目 | １　事業の安定性を担保した事業計画に関する提案 |
| 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当　□ | |

（用紙Ａ３横）

第３号-２様式

Ⅰ.　 事業計画等に関する提案

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的評価項目 | ２　実施体制の構築に関する提案 |
| 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当　□ | |

（用紙Ａ３横）

第３号-３様式

　Ⅰ.　 事業計画等に関する提案

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的評価項目 | ３　市内経済への貢献に関する提案 |
| 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当　□ | |

（用紙Ａ４縦）

第４号-１様式

　Ⅱ.　 設計及び工事に関する提案

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的評価項目 | １　適切な処理フローの構築に関する提案 |
| 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当　□ | |

（用紙Ａ３横）

第４号-２様式

　　Ⅱ.　 設計及び工事に関する提案

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的評価項目 | ２　適切な施設の配置計画に関する提案 |
| 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当　□ | |

（用紙Ａ３横）

第４号-３様式

　　Ⅱ.　 設計及び工事に関する提案

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的評価項目 | ３　周辺環境への配慮（設計及び工事に関わる事項）に関する提案 |
| 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当　□ | |

（用紙Ａ４縦）

第４号-４様式

　　Ⅱ.　 設計及び工事に関する提案

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的評価項目 | ４　効率的な整備に関する提案 |
| 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当　□ | |

（用紙Ａ３横）

第４号-５様式

　　Ⅱ.　 設計及び工事に関する提案

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的評価項目 | ５　既設施設の運転・維持管理や試運転等を踏まえた整備に関する提案 |
| 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当　□ | |

（用紙Ａ３横）

第４号-６様式

　　Ⅱ.　 設計及び工事に関する提案

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的評価項目 | ６　浄水処理施設との連携（設計及び工事に関わる事項）に関する提案 |
| 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当　□ | |

（用紙Ａ４縦）

第４号-７様式

　　Ⅱ.　 設計及び工事に関する提案

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的評価項目 | ７　その他（設計及び工事に関わる事項）の提案 |
| 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当　□ | |

（用紙Ａ４縦）

第５号-１様式

Ⅲ.　 運転・維持管理に関する提案

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的評価項目 | １　効率的な運転・維持管理に関する提案 |
| 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当　□ | |

（用紙Ａ３横）

第５号-２様式

Ⅲ.　 運転・維持管理に関する提案

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的評価項目 | ２　災害時、事故時の対応　原水水質悪化時の対応に関する提案 |
| 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当　□ | |

（用紙Ａ３横）

第５号-３様式

　　Ⅲ.　 運転・維持管理に関する提案

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的評価項目 | ３　周辺環境への配慮（運転・維持管理に関わる事項）に関する提案 |
| 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当　□ | |

（用紙Ａ４縦）

第５号-４様式

　　Ⅲ.　 運転・維持管理に関する提案

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的評価項目 | ４　公共用水域への排水基準に関する提案 |
| 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当　□ | |

（用紙Ａ４縦）

第５号-５様式

Ⅲ.　 運転・維持管理に関する提案

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的評価項目 | ５　汚泥の有効利用に関する提案 |
| 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当　□ | |

（用紙Ａ３横）

第５号－５－１様式

令和　　年　　月　　日

　代表企業名　　　　　　　殿

受入会社名　　　　　　　　　　印

受　入　表　明　書

西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）の実施に伴い、次のとおり西谷浄水場より搬出される脱水汚泥を受け入れることを表明します。

受入量　　　　一年当たり　　　　　　　　　DS-t

再生利用方法

受入条件

(受入変動許容量)

第５号-６様式

　　Ⅲ.　 運転・維持管理に関する提案

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的評価項目 | ６　浄水処理施設との連携（運転・維持管理に関わる事項）に関する提案 |
| 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当　□ | |

（用紙Ａ４縦）

第５号-７様式

　　Ⅲ.　 運転・維持管理に関する提案

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的評価項目 | ７　その他（運転・維持管理に関わる事項）の提案 |
| 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当　□ | |

（用紙Ａ４縦）

第６号様式

提出資料のプレゼンテーション・ヒアリング参加者の経歴書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本事業における役割  　□設計　　□施工  □運転・維持管理 | 氏名 | 年齢 |
| 商号又は名称・本事業における 役職 | | |
|  | | |
| 経歴（学歴を除く） | | |
| （実務経験年数　　年） | | |
| 担当した業務 の内容 | | |
|  | | |
| 所有資格（ 資格の種類（技術部門、専門分野等を含む）及び取得年月日） | | |
|  | | |
| 業務実績 | | |
|  | | |

（用紙Ａ４縦）